

## 1 包括外部監査の対象

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」  
平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」  
平成25年度 「市の債権事務の執行について」  
平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」  
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」  
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

## 2 いわき市長から措置通知があった日

平成29年9月19日

## 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部債権管理課

監査の実施年度 (平成 25 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(94頁)</p> <p>13 強制徴収公債権の財産調査について</p> <p>自力執行権を有する公債権の徴収職員には、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において滞納者に対する質問検査権が与えられ (国税徴収法第141条)、また、滞納者には徴収職員の質問・検査に応じるべき義務があり、正当な理由なく質問に対して答弁せず又は偽りの陳述をした者や、検査を拒み妨げた者に対しては50万円以下の罰金が課せられる (国税徴収法188条)。</p> <p>したがって、これらの公債権の滞納者の財産情報については、「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があると認められる範囲内」において、秘密性が否定されることになる。</p> <p>こうしたことから、強制徴収公債権を所管する担当課は、他の強制徴収公債権を所管する担当課に対して、財産調査実施の有無・調査結果を照会することは可能であり、財産調査の効率性と調査結果の有効活用の観点から、財産調査情報のデータベース化及び共有を進めるべきである。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>強制徴収公債権を所管する担当課においては、国税徴収法による質問調査権を有しているにもかかわらず、滞納処分等の専門知識・経験を持つ職員が不足していることや、実施すべき徴収手続等がマニュアル化されていないことなどにより、滞納者の財産調査等が実施されておらず、債権差押え等の強制徴収も実施していない課等も存在しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>適切な債権管理を統一的に取り組むための指針「いわき市債権管理基本方針」に基づき、標準的に実施すべき手続等を示した「いわき市債権管理標準マニュアル」を策定し、財産調査情報の関係課への調査方法等についても示したところであります。</p> <p>また、市債権の重複滞納者の徴収一元化に係る保有個人情報の目的外利用について、個人情報保護審議会において承認されたところであり、平成 29 年度、債権管理課は債権所管課と財産調査情報等を共有しながら、市債権の重複滞納者等に対する徴収代行を実施することとしています。</p> <p>なお、財産調査情報のデータベース化については、滞納事案ごとに共有できる担当課を制限するような新たなシステムの構築が必要になることから、重複滞納者等の徴収代行の実績等を踏まえながら、検討していくこととします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 25 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(69頁)</p> <p>3 広域農業開発事業償還金について</p> <p>(1) 農地の有効活用のために</p> <p>    抵当権を付している不動産は農地等であり、活用の用途は限定されているものの、担当課からのヒアリングによれば、担当課への引き合いはあるが抵当権が障壁となり売買が難しいとのことであった。</p> <p>    こうした引き合いが実現すれば、農地を有効活用することにより、新たな雇用や経済効果が生じ、いわき市にとっても望ましいと考えられる。</p> <p>    このため、こうした引き合いのある不動産については、競売に付すことにより抵当権を消滅させることが可能である(民事執行法第 59 条) ことから、抵当権を実行し競売に付すことにより有効活用を図ることを検討すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現状では、引き合いがあるとはいえ、現地を確認に来る程度であり、現地は山間部に所在している物件であることから、地理的条件で折り合いがつかないことが多く、売却までの話にならない状況となっているためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>    抵当権を付しているのは畜舎等の用途が限定されている建物であり、築 30 年以上が経過している上、土地の名義人は建物所有者ではありません。</p> <p>    したがいまして、抵当権実行のため建物のみ競売に付しても、建物と土地の所有者が異なることに加え、建物を競売に付するにあたり行われる不動産鑑定において、築 30 年以上であり用途が限定される建物は評価額がゼロとなる場合が多く、裁判所から競売拒否される可能性が高いと考えられます。</p> <p>    こうした現状を鑑みると、売却や換価することにより債権を整理することが困難な状況となっているため、今後については、引き続き滞納者宅を定期的に訪問し、納付相談や建物の今後の取扱いについての相談を受け付けながら、債権を整理する方法を探っていくこととします。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局学校教育推進室学校支援課

監査の実施年度 (平成 25 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(78 頁)</p> <p>6 学校給食納付金について</p> <p>(3) 生活保護費からの代理受領について</p> <p>「学校長による教育扶助費の代理受領事務取扱要領」では、生活保護費からの代理受領は3カ月以上の滞納がある場合とされているが、積極的に滞納の原因を抑制していくためにも、生活保護費の中には給食費の負担も含まれていることから、代理受領を3カ月以上と制限することなく、代理受領できるよう要領を見直すことも検討していく必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【参考】</b>学校長による教育扶助費の代理受領事務取扱要領 (抜粋)</p> <p>第2条 この要領の対象者は、学校給食費を教育扶助の開始日以後3月以上滞納し、学校長による代理受領を申し出た者のうち、当該被保護者の住所地を所管する地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）が承認した者、<u>及び被保護世帯であって、学校長による教育扶助費の代理受領を申し出たものうち所長がこれを特に承認した者とする。</u></p> </div>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>3カ月以上の滞納要件については、要領策定時において、被保護者の自立助長を阻害しないことを考慮し、規定されたことによるものであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>3カ月以上の滞納要件については、生活保護に関する事務を所掌する保健福祉部との協議により、被保護者の自立助長を阻害しないことを考慮して規定したものであり、保健福祉部と再度協議を行った結果、前述した理由から要領の見直しは行わないこととしたものであります。</p> <p>なお、事務取扱要領同条において、3カ月以上の滞納がなくとも「及び被保護世帯であって、学校長による教育扶助費の代理受領を申し出た者のうち所長がこれを特に承認した者とする。」の規定により、3カ月以上の滞納条件がなくとも対象者とすることができることとされており、実際に当該規定を適用し、即座に代理受領を行うケースもあるなど、適時適切に対応しているところであります。</p>